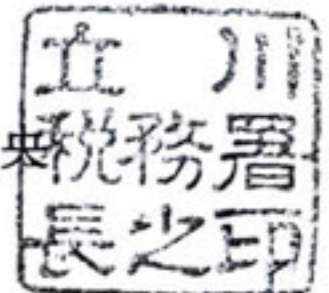


福島県郡山市富久山町久保田字郷花 4 番地35

株式会社AMEKAZE

代表取締役 芝田 机太郎 殿

立川税務署長 山田 晃央



酒類販売業免許の条件緩和通知書

令和 5 年 11 月 24 日付で申出のあった東京都立川市緑町 3 番 1 GREEN SPRINGS 1 階 E 1 103 区画及び 104 区画の酒類販売業免許の条件緩和については、これを認めることとし、令和 3 年 11 月 25 日付で通知した酒類販売業免許に付けた条件を令和 6 年 1 月 25 日付で下記のとおり改めましたから、酒税法第 21 条の規定により通知します。

記

酒類の販売方法は、小売に限る。ただし、酒類を通信販売により小売する場合は、次によること。

1 販売する酒類の範囲は、次に限る。

(1) 国産酒類のうち、カタログ等（インターネット等によるものを含む。以下同じ。）の発行年月日の属する会計年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て 3,000 キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売するビール及び発泡酒

(2) 輸入酒類

2 酒類の販売方法は、2 都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が 20 歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。